

丹後沿岸における海岸保全施設の整備

3 - 1 . 整備ゾーンと基本方向

(1) ゾーン区分

海岸保全施設の整備に当たっては、第2章でまとめた海岸保全の方向性に従い計画するものであるが、複雑な地形の丹後沿岸において、複数の海岸管理者が、多くの箇所で整備を行うことになるため、地域としての連続性や統一性を損なわないよう、一定の範囲を設定し、大まかな指針を定めることとする。

このゾーン区分を行うに当たっては、大きな要素である地形条件を中心に、社会経済条件や生活文化圏等を考慮して検討する。

■ ゾーン区分の検討項目

- 自然条件 : 海岸及び背後の地形、流入河川など
- 社会経済条件 : 背後地の土地利用、港湾・漁港等利用形態など
- 生活文化圏 : 通勤、通学、買物等いわゆる生活圏など



丹後沿岸の大部分が典型的なリアス式海岸であり、湾・岬・河川・背後の尾根や谷などによりエリアを作る。このエリアが主要因となり行政界、経済圏、生活圏等を形成していく。

例えば海を利用する産業など、社会経済条件によってもいくつかのエリアをつくる。

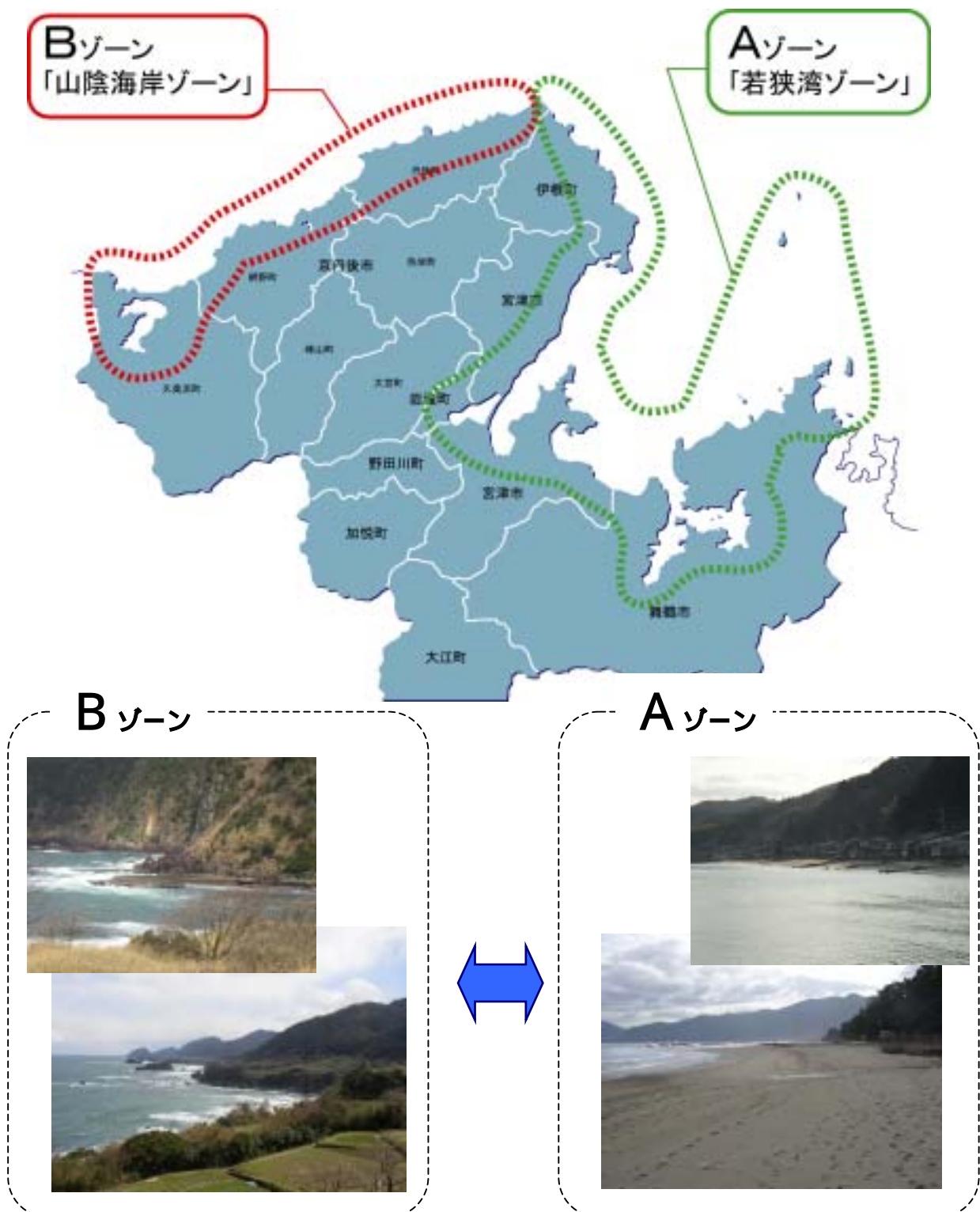
生活文化圏は、交通ルートや手段によりエリアを形成する。陸上交通が発達していなかった昔は、海上交通などを利用し図のようなエリアを形成していたと考えられる。

■ゾーニング図

ゾーン設定の考え方

- ・ 経ヶ岬を挟んで地形が大きく変化し波浪の状況が大きく異なる（自然条件）
- ・ 海を利用する産業では丹後半島西側は漁業中心東側は観光中心（社会経済条件）
- ・ 過去からの地域交流圏は経ヶ岬の西側と東側に大別できる（生活文化圏）

以上により経ヶ岬を境にして以下のように大きく2つのゾーン「A：若狭湾ゾーン」と「B：山陰海岸ゾーン」に区分する。



(2) 各ゾーンの整備方針

設定した各ゾーンについて、概要・特徴、海岸保全施設の整備に関する考え方をまとめたうえで、施設整備の代表事例を挙げる。

A ゾーン（若狭湾ゾーン）

海岸の概要と特徴

本ゾーンは、西端の経ヶ岬から福井県境に至るエリアであり、海岸延長は約 225km である。出入りの激しい地形であり、比較的緩やかな宮津湾周辺と非常に険しい丹後、栗田、大浦など半島部に分かれる。宮津市北部を除き、若狭湾国定公園となっている。舞鶴、宮津、栗田など湾内が多く、波浪は穏やかな区間が多いが、外洋に面する区間は防護条件が厳しい。



背後地の特徴

本ゾーンには、「近畿百景」第 1 位の舞鶴湾、舟屋で知られる伊根、そして日本三景の一つ「天橋立」など地域独特な景観が多い。天橋立近くには、籠神社や成相寺など、丹後の古代史を探る上での貴重な遺産も点在する。他、舞鶴や宮津の市街地は、城下町の風情が残っており、古くから商業が発達していたことが感じられる。また、東舞鶴は、旧海軍のまちとして発展し、赤れんが建造物など、その遺産を見ることができる。自然環境としては、「オミズナドリ」の繁殖地として、天然記念物に指定されている冠島や、近年発見された日本最大級のスダジイ巨木など、豊かな自然もまだまだ残っている。



このゾーンは、入り組んだ風光明媚な景観に加え、京都や大阪から近い日本海側の都市であることから、交通の要所であり、商業地・行楽地として発達し、文化的な交流も盛んに行われていた。

整備の考え方

天橋立を中心とする宮津湾周辺と舞鶴湾内は、海岸保全施設の整備が進んでいるが、老朽化した施設の改善を行う。宮津市北部、栗田半島などは、少し外洋的になり、漁業利用があるので、既設施設とのバランスを考慮した整備を行う。古くから海を利用する文化が発達している地域であることから、親水性の向上など対策を十分にとる。

最も端に位置する伊根町域や大浦半島は、ポケットビーチ点在域であり、漁業、海水浴利用などがあることから、各地域に合った海岸保全施設の選択を十分検討する。

施設整備に係る地域の意見

海岸保全施設整備に係る地域の意見を聴取した結果、主として、次のような内容であった。

施設未整備区間の多い外洋部で、防護機能強化の要望が目立つが、内湾部等整備済区間においては、親水性の向上などの意見も多く、生活空間として海岸が親しまれている様子がうかがえる。

施設整備に係る地域の意見	・砂浜の侵食対策を実施すること（野原・三浜・大島・本庄等） ・防護施設として護岸や消波堤の整備を促進すること（栗田・島陰等） ・老朽化施設の改良をすること（岩ヶ鼻等） ・海岸へのアクセスを強化すること（瀬崎等） ・親水性の高い階段護岸等を整備すること（岩滝等） ・整備計画の延伸をすること（江尻等） ・十分な工法の検討をすること（神崎・浦島等） ・早急な事業着手をすること（舞鶴湾・伊根等）
----------------------------	--

■ 整備の事例

○ 宮津港天橋立～日置地区海岸環境整備事業 （Ｓ６２年～事業実施中）

特別名勝天橋立に連たんする海岸である。
昭和４０年代に施工された既設護岸は、老朽化が進んでいるため、現況直立護岸を緩傾斜護岸とし、併せて遊歩道整備を行い、景勝地にふさわしい景観を創造するとともに、海浜利用の促進を図っている。



老朽化した既設護岸

護岸を緩傾斜化
すると共に遊歩
道を整備



B ゾーン（山陰海岸ゾーン）

海岸の概要と特徴

本ゾーンは、西端の兵庫県境から経ヶ岬に至るエリアであり、海岸延長は約 90km である。地形的には、比較的緩やかな西側と険しい東側に大きく分けられるが、西側にも断崖絶壁区間は多く、やはり全体的に険しい地形である。全域が山陰海岸国立公園及び若狭湾国定公園である。海岸線が、ほぼ冬季風浪が卓越する北北西の方向を向くため、湾口が狭く水深が浅い穏域となっている久美浜湾内を除いて、防護条件が厳しい。



背後地の特徴

本ゾーンには、竹野神社などの古くからの歴史を感じさせる神社仏閣や、日本海側最大級とされる神明山古墳や銚子山古墳など多くの古墳・遺跡が点在し、丹後文化発祥の地といわれている。また、琴引浜や浜詰～久美浜海岸などでは、トウテイランなどの貴重な海浜植物が生息し、「日本の渚・百選」に選ばれた丹後屈指の海岸である琴引浜など、まだまだ色々な自然環境が残されている。さらに、「山陰の真珠」とたたえられる美しい久美浜湾を中心にした養殖漁業や、久美浜湾へ流れ込む支流が肥沃な大地を形づくり、米作りや観光農園などが盛んに行われている。



近年は、これまで丹後の大きな産業であった丹後ちりめん産業が衰退していく中で、そうした地域資源を生かしたさまざまな地域振興策が取り組まれ、京都縦貫自動車道など交通アクセスの発達とあわせて、地域活性化への住民・行政一体となった新たな取り組みが進められている。また、平成 16 年 4 月より丹後 6 町が合併し「京丹後市」として新たにスタートをした。

整備の考え方

日本海に直接面する海岸は、冬季風浪による侵食の傾向が見られ、海岸保全施設が未整備の箇所も多いので、対策が必要である。山陰海岸国立公園または、それに続く若狭湾国定公園区域であり、自然の海岸景観が最大の魅力であると言えるエリアなので、可能な限り景観に影響しない海岸保全施設の整備を推進する。久美浜湾内は、比較的古くから施設整備が進んでいるが、日本海に面する自然海岸のように親水性を持たせ、海岸利用を活性化できるような護岸整備を推進し、エリア全体の繋がり向上を図る。

施設整備に係る地域の意見

海岸保全施設整備に係る地域の意見を聴取した結果、主として次のような内容であった。

施設未整備区間が多いため、防護機能強化の要望が目立つが、施設整備にあたっての環境や利用面での十分な検討を求める声も目立った。

施設整備に係る地域の意見	・ 海岸侵食への対策をすること（久僧・後ヶ浜等） ・ 防護施設として突堤を整備すること（久僧等） ・ 十分な工法の検討をすること（久僧・浅茂川等） ・ 松の植栽をすること（湊宮葛野等） ・ 早急な事業推進をすること（久美浜・蒲井等）
---------------------	--

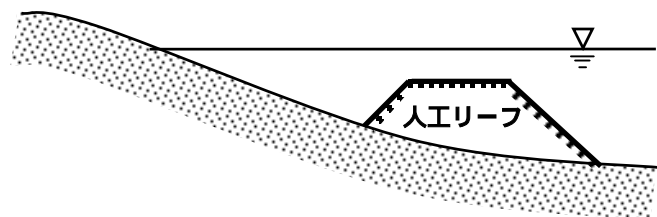
■ 代表事例

○ 久美浜海岸侵食対策事業（H5～事業実施中）

「砂丘」と称されることもある、日本海に面して約5 kmの砂浜が続く海岸であり、貴重な植物の宝庫でもある。3箇所の海水浴場もあるが、平成2年頃から海岸侵食が目立ち始めたため、山陰海岸国立公園内であることも考慮し、景観に影響のない人工リーフによる侵食対策事業を実施している。



侵食対策のため、延々と続く砂浜の景観に影響のないよう海中に没した人工リーフを施工。
人工リーフは魚礁効果があると言われる。



3 - 2 . 海岸保全施設の整備計画

3 - 2 - 1 . 整備しようとする区域

それぞれのゾーン内において「2 - 5 海岸保全の方向性」を踏まえつつ、海岸保全施設を整備しようとする区域を設定し、併せて施設整備の考え方と地域の保全方向をまとめると下表のとおりとなる。

なお、整備しようとする海岸保全施設の種類については、堤防や護岸（越波、侵食や高潮対策）、消波堤や消波工（波の減衰、越波対策）、突堤（沿岸流による砂浜侵食対策）、離岸堤・潜堤（波浪による砂浜侵食対策）、養浜（特に砂浜の保全重要度が高い海岸保全対策）などが挙げられる。これらを地元意見を踏まえながら、それぞれの海岸の特性に合わせて適正に配置するものとする。

整備計画箇所一覧表

ゾーン	整備の方向性	エリア	地域の保全方向	番号	市町村名	海岸名	管理者	所管	整備の考え方
若狭湾ゾーン	○天橋立を中心とする宮津湾周辺、舞鶴湾内は海岸保全施設の整備が進んでいるが、老朽化した施設の改善の必要がある。 ○宮津市北部、栗田半島などは少し外洋的になり、漁業利用があるので既設施設とのバランスを考慮した整備を行う。 ○古くから海を利用する文化が発達している地域であることから、親水性の向上など対策を十分にとる。 ○最も端に位置する伊根町域、大浦半島はポケットビーチ点在域であり、漁業、海水浴利用などがあることから、各地域に合った海岸保全施設の選択を十分検討する。 【地域の意見】 ○施設未整備区間の多い外洋部で防護機能強化の要望が目立つが、内湾部等整備済区間においては親水性の向上などの意見も多く、生活空間として海岸が親しまれている様子がうかがえる。	環境海業共創エリア	自然環境を保全すると共に、漁業と一体となった環境づくりなどに取り組む。	1	舞鶴市	野原漁港海岸	舞鶴市	水産	侵食対策のため突堤、離岸堤及び護岸を整備。海岸利用を考慮した階段護岸。景観保全を考慮。
		環境海業共創エリア		2		小橋漁港海岸	舞鶴市	水産	越波、侵食対策のため人工リーフ及び緩傾斜護岸を整備。海水浴場利用、景観保全を考慮。
				3		三浜漁港海岸	舞鶴市	水産	侵食対策のため離岸堤、潜堤、緩傾斜護岸を整備。海水浴利用、景観保全を考慮。
		環境海業共創エリア	水産業や自然環境を保全すると共に、水辺に親しめる空間づくりなどに取り組む。	4		瀬崎漁港海岸	舞鶴市	水産	高潮対策のため護岸を整備。親水性向上のため階段護岸を整備。景観保全を考慮。
				5		舞鶴港 平地区海岸	京都府	港湾	高潮対策のため未整備箇所に護岸を整備。
				6		舞鶴港 青井地区海岸	京都府	港湾	高潮対策のため未整備箇所に護岸を整備。船小屋等考慮。
		地域資源活用エリア	砂浜環境を保全しながら、来訪者が水辺で楽しめる調和のとれた取り組みを行う。	7	宮津市	神崎海岸	京都府	河川	侵食対策のため人工リーフを整備。海水浴利用、景観保全を考慮。
				8		由良海岸	京都府	河川	侵食対策のため人工リーフを整備。海水浴利用、景観保全を考慮。
				9		栗田漁港海岸	宮津市	水産	侵食対策のため緩傾斜護岸を整備。海水浴利用を考慮。
		自然環境保全エリア	豊かな自然の保全を積極的に行いながら、海水浴・釣りなど利用促進にも配慮する。	10		島陰漁港海岸	宮津市	水産	侵食対策のため離岸堤を整備。海水浴利用、景観保全を考慮。
		環境海業共創エリア	漁場としての環境面での配慮をしつつ、観光事業など利用促進へつながら海岸保全へ取り組む。	11		栗田田井漁港海岸	宮津市	水産	越波対策のため消波工を整備。景観保全を考慮。
				12		宮津港 矢原・獅子地区海岸	京都府	港湾	侵食対策のため護岸、飛沫防止帯、突堤を整備。景観保全、親水性向上を考慮。
		高度利用促進エリア	港湾として安全・利用に配慮した取り組みを行う。	13		宮津港 島崎漁師地区海岸	京都府	港湾	侵食対策のため未整備箇所に緩傾斜護岸を整備。親水性の確保を考慮。
		地域資源活用エリア	天橋立など景勝地としての環境と阿蘇海の生息場所としての環境を配慮しながら、来訪者の親しめる水辺空間の創造に取り組んでいく。	14		宮津港 文珠地区海岸	京都府	港湾	侵食対策のため未整備箇所に護岸を整備。景観保全を考慮。
				15		宮津港 天橋立地区海岸	京都府	港湾	侵食対策のため養浜を実施。親水性の確保、利用促進を考慮。歴史的景観の天橋立を保全。
				16	岩滝町	宮津港 岩滝地区海岸	京都府	港湾	越波対策のため護岸を整備。
		環境海業共創エリア	漁場としての環境面での配慮をしつつ、観光事業など利用促進へつながら海岸保全へ取り組む。	17	宮津市	宮津港 江尻地区海岸	京都府	港湾	侵食対策のため緩傾斜護岸、遊歩道、突堤を整備。景観保全、親水性確保、利用促進を考慮。
				18		宮津港 日置地区海岸	京都府	港湾	侵食対策のため緩傾斜護岸、遊歩道、突堤を整備。景観保全、親水性確保、利用促進を考慮。

若狭湾ゾーン	(前ページ参照)	環境海業共創 エリア	漁場としての環境面での配慮をしつつ、観光事業など利用促進へつながら海岸保全へ取り組む。	19	宮津市	里波見漁港海岸	宮津市	水産	侵食対策のため離岸堤を整備。
				20		岩ヶ鼻漁港海岸	宮津市	水産	侵食対策のため離岸堤、緩傾斜護岸を整備。
				21		大島漁港海岸	宮津市	水産	侵食対策のため離岸堤を整備。
		地域資源活用 エリア	漁業利用に配慮した上、舟屋など魅力的な地域資源の活用を図りながら海岸の保全を図る。	22	伊根町	伊根漁港海岸	伊根町	水産	侵食、越波対策のため護岸を整備。歴史的景観の舟屋を保全。
		環境海業共創 エリア	漁業と藻場など環境面での配慮をしつつ、海岸保全を行う。	23		浦島漁港海岸	伊根町	水産	侵食対策のため離岸堤、階段護岸を整備。親水性の向上、景観保全を考慮。
				24		本庄漁港海岸	伊根町	水産	侵食対策のため離岸堤、突堤、階段護岸を整備。親水性の向上を考慮。

ゾーン	整備の方向性	エリア	地域の保全方向	番号	市町村名	海岸名	管理者	所管	整備の考え方
山陰海岸ゾーン	- 日本海に直接面する海岸は冬季風浪による侵食の傾向が見られ、海岸保全施設が未整備の箇所も多いので、対策が必要である。 - 国立公園またはそれに続く国定公園区域であり、自然の海岸景観が最大の魅力であると言えるエリアなので、可能な限り景観に影響しない海岸保全施設の整備を推進する。 - 久美浜湾内は比較的古くから施設整備が進んでいるが、日本海に面する自然海岸のように親水性を持たせ、海岸利用を活性化できるように護岸整備を推進し、エリア全体の繋がりの向上を図る。 【地域の意見】 - 施設未整備区間が多いため防護機能強化の要望が目立つが、施設設置にあたっての環境、利用面での十分な検討を求める声も目立った。	環境海業共創 エリア	海水浴など利用を配慮した上、漁業など既存の生活空間との調和を図る。	25	京丹後市	中浜漁港海岸（中浜）	京都府	水産	侵食対策のため未整備箇所に護岸、消波工を整備。景観保全を考慮。
		環境海業共創 エリア	海水浴など利用を配慮した上、漁業など既存の生活空間との調和を図る。	26		中浜漁港海岸（久僧）			
		地域資源活用 エリア	丹後松島や海水浴場など地域独自の資源を保全・活用しつつ、海岸保全に取り組む。	27		久僧海岸	京都府	河川	侵食対策のため人工リーフ等を整備。景観保全、親水性の維持を考慮。
		地域資源活用 エリア	立岩など地域独特の資源を保全・活用し、海岸保全に取り組む。	28		後ヶ浜海岸	京都府	河川	侵食対策のため人工リーフ等を整備。景観保全、親水性の維持を考慮。
		地域資源活用 エリア	海水浴場や温泉など来訪者が多く「鳴き砂」や貴重な植物があり、海岸利用と環境保全の調和を図る海岸保全に取り組む。	29		浅茂川海岸	京都府	河川	侵食対策のため人工リーフを整備。景観保全、親水性の維持を考慮。
		地域資源活用 エリア	海水浴場や温泉など観光施設が多く来訪者の多い場所であると同時に、トウテイランなど貴重な植物の生育地であるため、両者の調和を促す海岸保全へ取り組む。	30		久美浜海岸	京都府	河川	侵食対策のため人工リーフを整備。景観保全、親水性の維持を考慮。
		環境海業共創 エリア	養殖など漁業利用にも配慮し自然海岸の保全を図ると共に、海辺の親しみやすさを向上させる老朽護岸改修を図る。	31		久美浜港 湊宮葛野地区海岸	京都府	港湾	侵食対策のため緩傾斜護岸を整備。景観保全、親水性の維持を考慮。
				32		久美浜港 浦明神崎地区海岸	京都府	港湾	侵食対策のため緩傾斜護岸を整備。景観保全、親水性の維持を考慮。
				33		久美浜港 久美浜地区海岸	京都府	港湾	侵食対策のため緩傾斜護岸を整備。景観保全、親水性の維持、背後地利用を考慮。
				34		久美浜港 大明神河内地区海岸	京都府	港湾	侵食対策のため緩傾斜護岸を整備。景観保全、親水性の維持を考慮。
		環境海業共創 エリア	広く分布する岩礁海岸、藻場を保全しつつ漁業利用に配慮する。	35		蒲井漁港海岸	京丹後市	水産	侵食、越波対策のため離岸堤を整備。親水性の維持、景観保全を考慮。

3 - 2 - 2 . 種類、規模及び配置

前項で設定した整備区域ごとに、計画海岸保全施設の種類等について図3 - 1 のとおり定める。定める内容については次の考え方による。

< 施設の種類 >

- ・現時点で最適と考えられる工法を選定しているが、今後海岸地形の変化や保全対策に係わる知見の発展に加え、地元の意見も踏まえより適切な工法となるよう、常に見直しを行った上整備を実施する。
- ・現在調査中、工法検討中など詳細計画が未決定の箇所についても、現段階で想定している計画内容を挙げる。実施に当たっては、前項の地元意見も踏まえ詳細な検討を行う。

< 施設の規模 >

- ・海岸保全施設の整備延長とするが、計画の内容または進捗度に応じ、整備計画のある海岸の海岸保全区域（指定・予定を含む）延長としている箇所を含む。施工延長、断面形状等は、実施に当たり詳細な検討を行う。

< 施設の配置 >

- ・現況汀線（海岸線）沿いの配置とするが、実施に当たっては詳細な検討を行う。



図 3 - 1 整備計画全体図

図は当該海岸保全区域（予定含む）を示す

凡 例

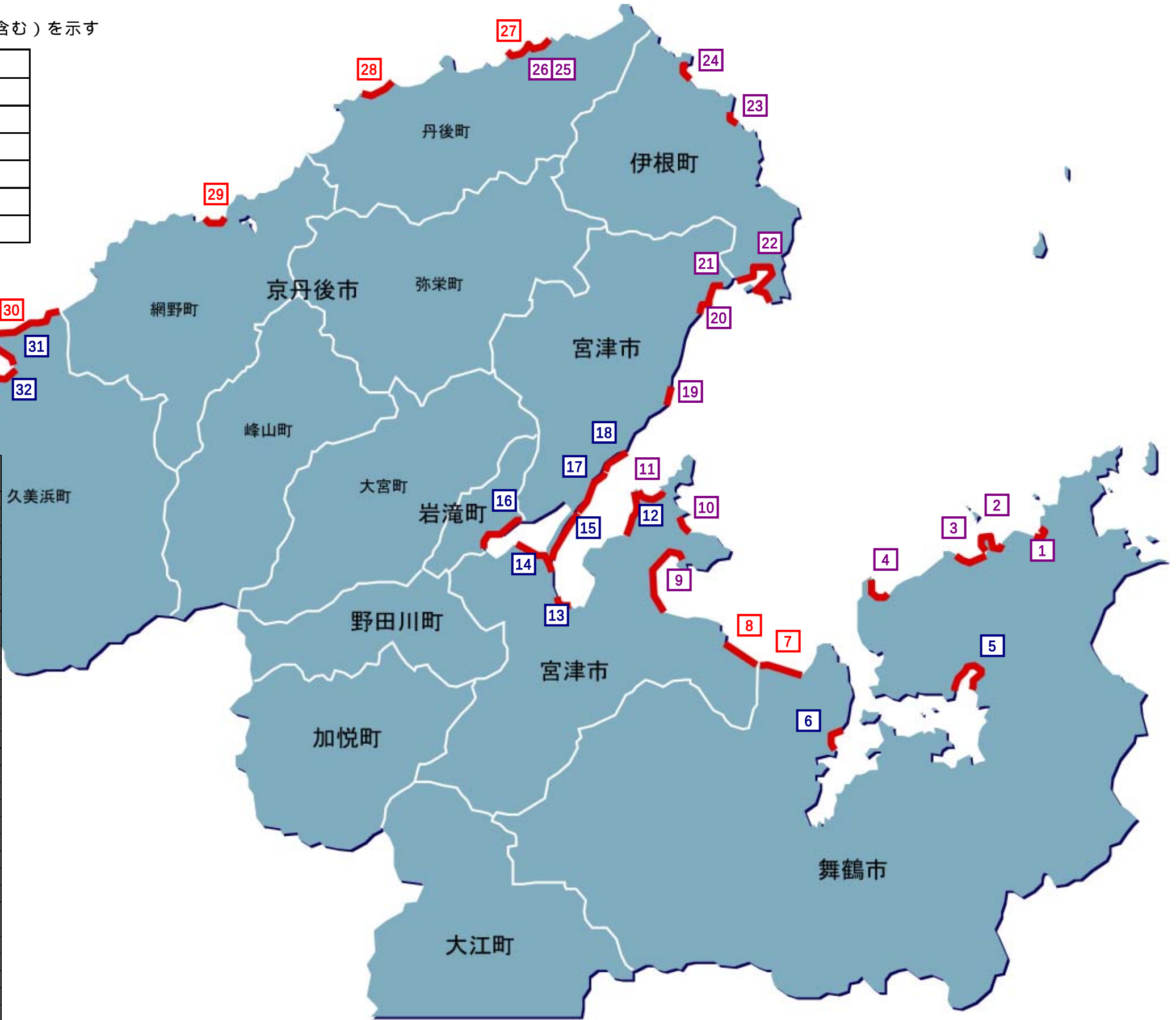
河川

港湾

水産

計画海岸保全施設	
	堤防・護岸
	消波堤・工
	突堤
	離岸堤・潜堤
	養浜
	その他・未定

市町村名	No.	海岸名	所管	施設整備延長 (m)	計画海岸保全施設
舞鶴市	1	野原漁港海岸	水産庁	869	
	2	小橋漁港海岸	水産庁	1,420	
	3	三浜漁港海岸	水産庁	1,200	
	4	瀬崎漁港海岸	水産庁	795	
	5	舞鶴港 平地区海岸	港湾局	600	
	6	舞鶴港 青井地区海岸	港湾局	230	
	7	神崎海岸	河川局	1,672	
宮津市	8	由良海岸	河川局	1,372	
	9	栗田漁港海岸	水産庁	4,289	
	10	島陰漁港海岸	水産庁	828	
	11	栗田田井漁港海岸	水産庁	1,500	
	12	宮津港 矢原・獅子地区海岸	港湾局	1,120	
	13	宮津港 島崎漁師地区海岸	港湾局	40	
	14	宮津港 文珠地区海岸	港湾局	635	
岩滝町	15	宮津港 天橋立地区海岸	港湾局	2,500	
	16	宮津港 岩滝地区海岸	港湾局	942	
	17	宮津港 江尻地区海岸	港湾局	2,860	
	18	宮津港 日置地区海岸	港湾局	1,303	
	19	里波見漁港海岸	水産庁	751	
宮津市	20	岩ヶ鼻漁港海岸	水産庁	830	
	21	大島漁港海岸	水産庁	1,250	
	22	伊根漁港海岸 日出、平田、亀島地区	水産庁	2,430	
伊根町	23	浦島漁港海岸	水産庁	360	
	24	本庄漁港海岸	水産庁	128	
	25	中浜漁港海岸 片岩地区	水産庁	923	
京丹後市	26	中浜漁港海岸 久僧地区	水産庁		
	27	久僧海岸	河川局	705	
	28	後ヶ浜海岸	河川局	1,140	
	29	浅茂川海岸	河川局	1,222	
	30	久美浜海岸	河川局	4,698	
	31	久美浜港 湊宮葛野地区海岸	港湾局	1,508	
	32	久美浜港 浦明神崎地区海岸	港湾局	912	
	33	久美浜港 久美浜地区海岸	港湾局	834	
	34	久美浜港 大明神河内地区海岸	港湾局	1,190	
	35	蒲井漁港海岸	水産庁	567	



3 - 2 - 3 . 受益の地域及びその状況

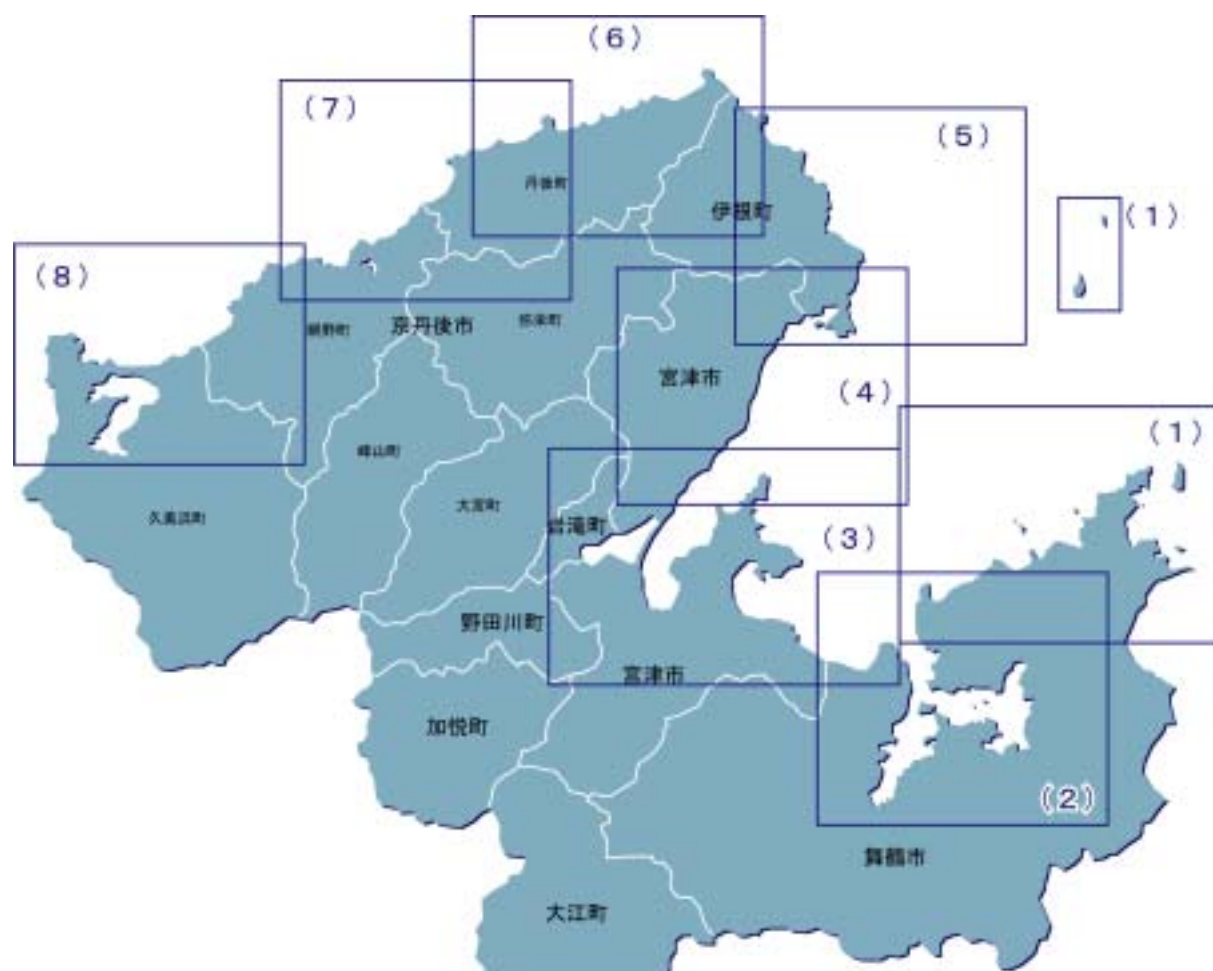
計画海岸保全施設の整備によって、侵食や越波被害から防護される受益地域および背後の土地利用状況等は下表のとおりである。

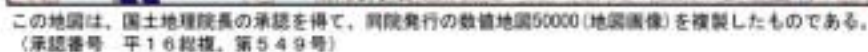
表 海岸保全施設による受益の地域およびその状況

市町村名	No.	海岸名	所管	海岸保全施設整備による受益の地域	
				施設整備延長 (m)	受益の地域の主な状況
舞鶴市	1	野原漁港海岸	水産庁	869	住宅地、農地
	2	小橋漁港海岸	水産庁	1,420	住宅地
	3	三浜漁港海岸	水産庁	1,200	住宅地、農地
	4	瀬崎漁港海岸	水産庁	795	住宅地、農地
	5	舞鶴港 平地区海岸	港湾局	600	住宅地、農地
	6	舞鶴港 青井地区海岸	港湾局	230	住宅地、農地
	7	神崎海岸	河川局	1,672	住宅地、農地
宮津市	8	由良海岸	河川局	1,372	住宅地、農地
	9	栗田漁港海岸	水産庁	4,289	住宅地
	10	島陰漁港海岸	水産庁	828	住宅地
	11	栗田田井漁港海岸	水産庁	1,500	住宅地
	12	宮津港 矢原・獅子地区海岸	港湾局	1,120	住宅地、農地
	13	宮津港 島崎漁師地区海岸	港湾局	40	住宅地
	14	宮津港 文珠地区海岸	港湾局	635	住宅地
	15	宮津港 天橋立地区海岸	港湾局	2,500	都市公園、特別名勝
岩滝町	16	宮津港 岩滝地区海岸	港湾局	942	住宅地、農地
宮津市	17	宮津港 江尻地区海岸	港湾局	2,860	住宅地、農地
	18	宮津港 日置地区海岸	港湾局	1,303	住宅地、農地
	19	里波見漁港海岸	水産庁	751	住宅地
	20	岩ヶ鼻漁港海岸	水産庁	830	住宅地
	21	大島漁港海岸	水産庁	1,250	住宅地
伊根町	22	伊根漁港海岸	水産庁	2,430	住宅地
	23	浦島漁港海岸	水産庁	360	住宅地、農地
	24	本庄漁港海岸	水産庁	128	農地
京丹後市	25	中浜漁港海岸 片岩地区	水産庁	923	農地
	26	中浜漁港海岸 久僧地区	水産庁		住宅地
	27	久僧海岸	河川局	705	住宅地、農地
	28	後ヶ浜海岸	河川局	1,140	住宅地、農地
	29	浅茂川海岸	河川局	1,222	住宅地、農地
	30	久美浜海岸	河川局	4,698	住宅地、農地
	31	久美浜港 湊宮葛野地区海岸	港湾局	1,508	住宅地、農地
	32	久美浜港 浦明神崎地区海岸	港湾局	912	住宅地、農地
	33	久美浜港 久美浜地区海岸	港湾局	834	住宅地、農地
	34	久美浜港 大明神河内地区海岸	港湾局	1,190	住宅地、農地
	35	蒲井漁港海岸	水産庁	567	住宅地

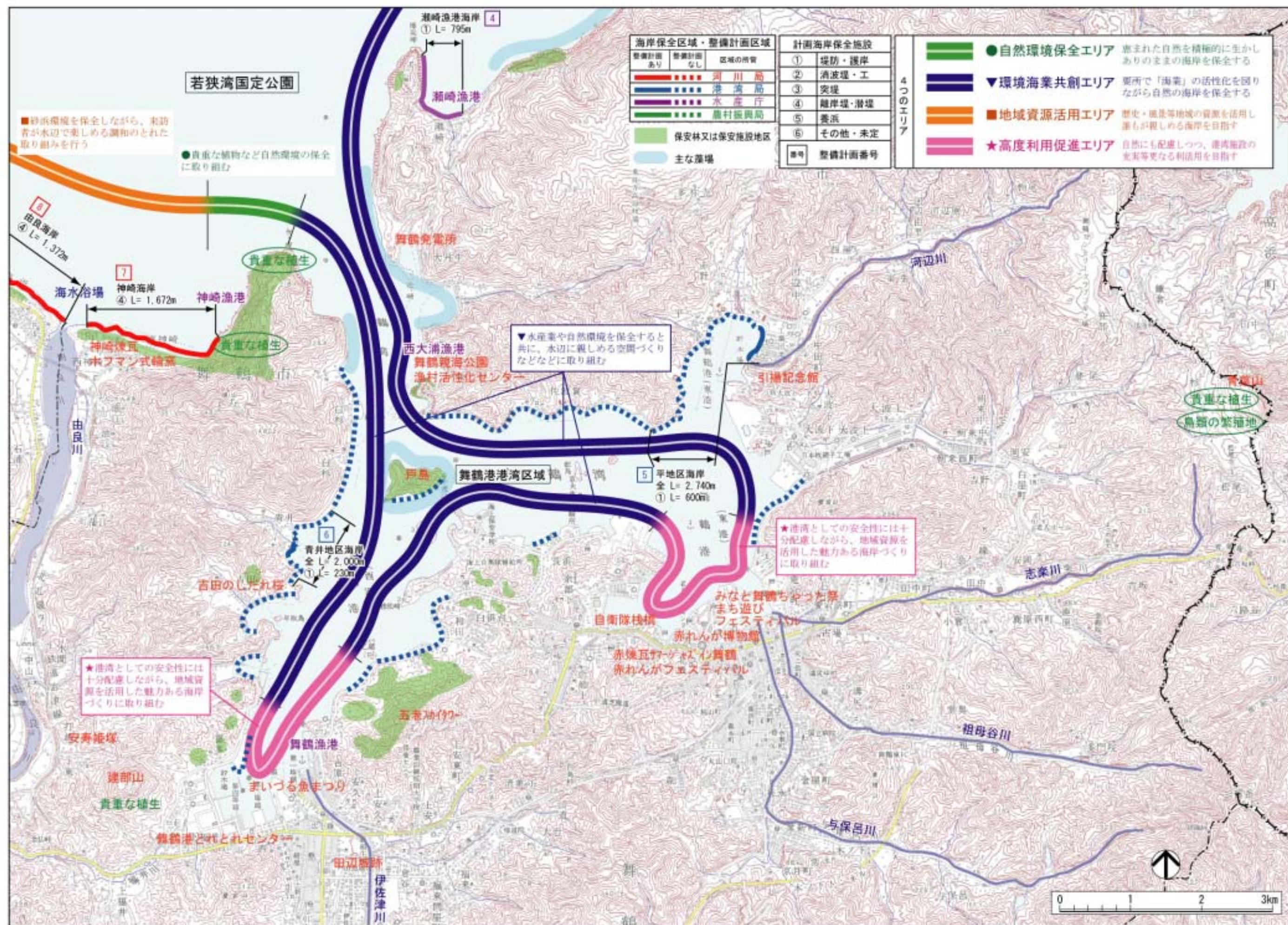
3 - 3 . 海岸保全の基本計画図

以上で整理した事項を、基本計画図（１）～（８）のとおりとりまとめる。



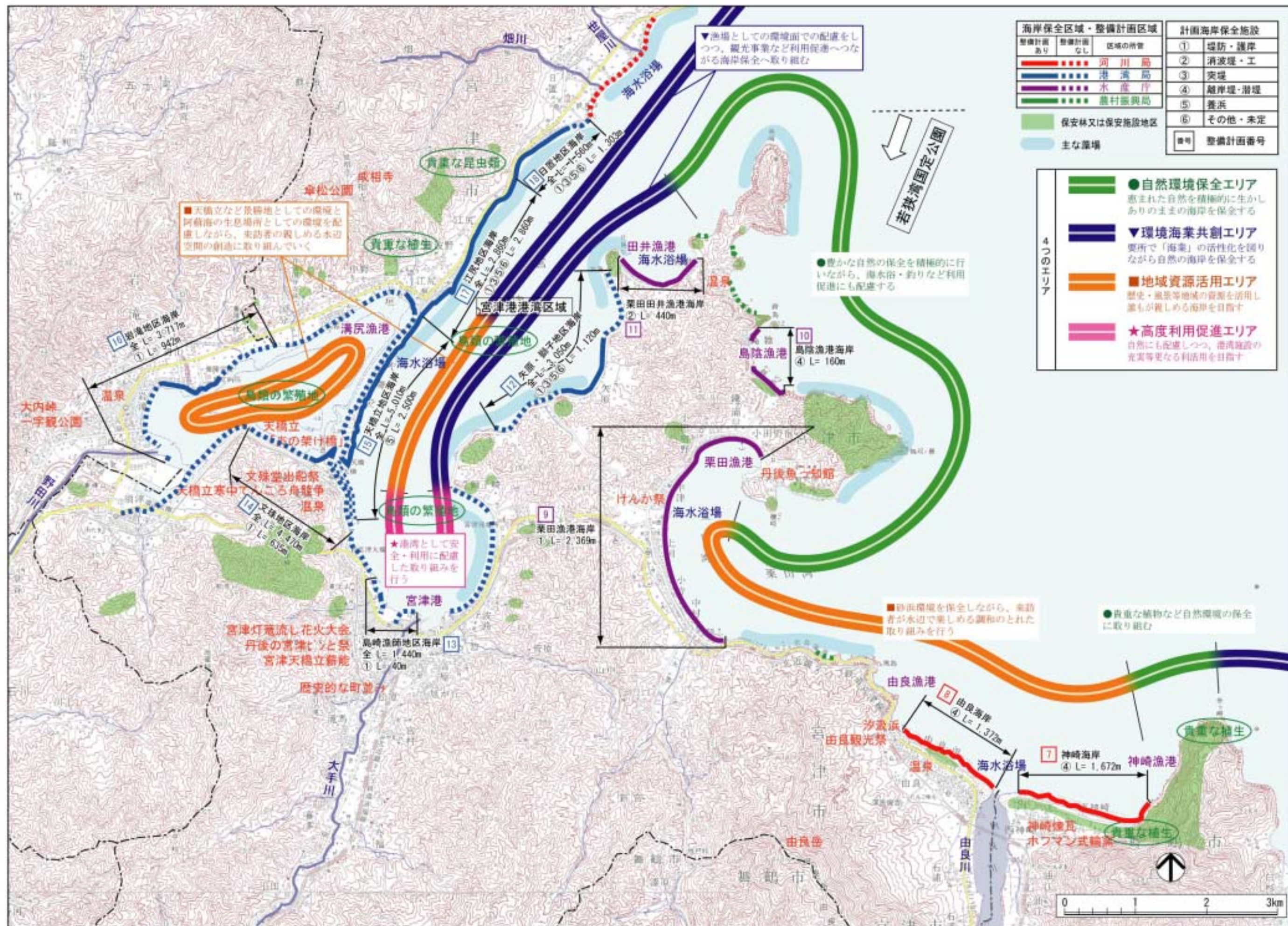


—78—

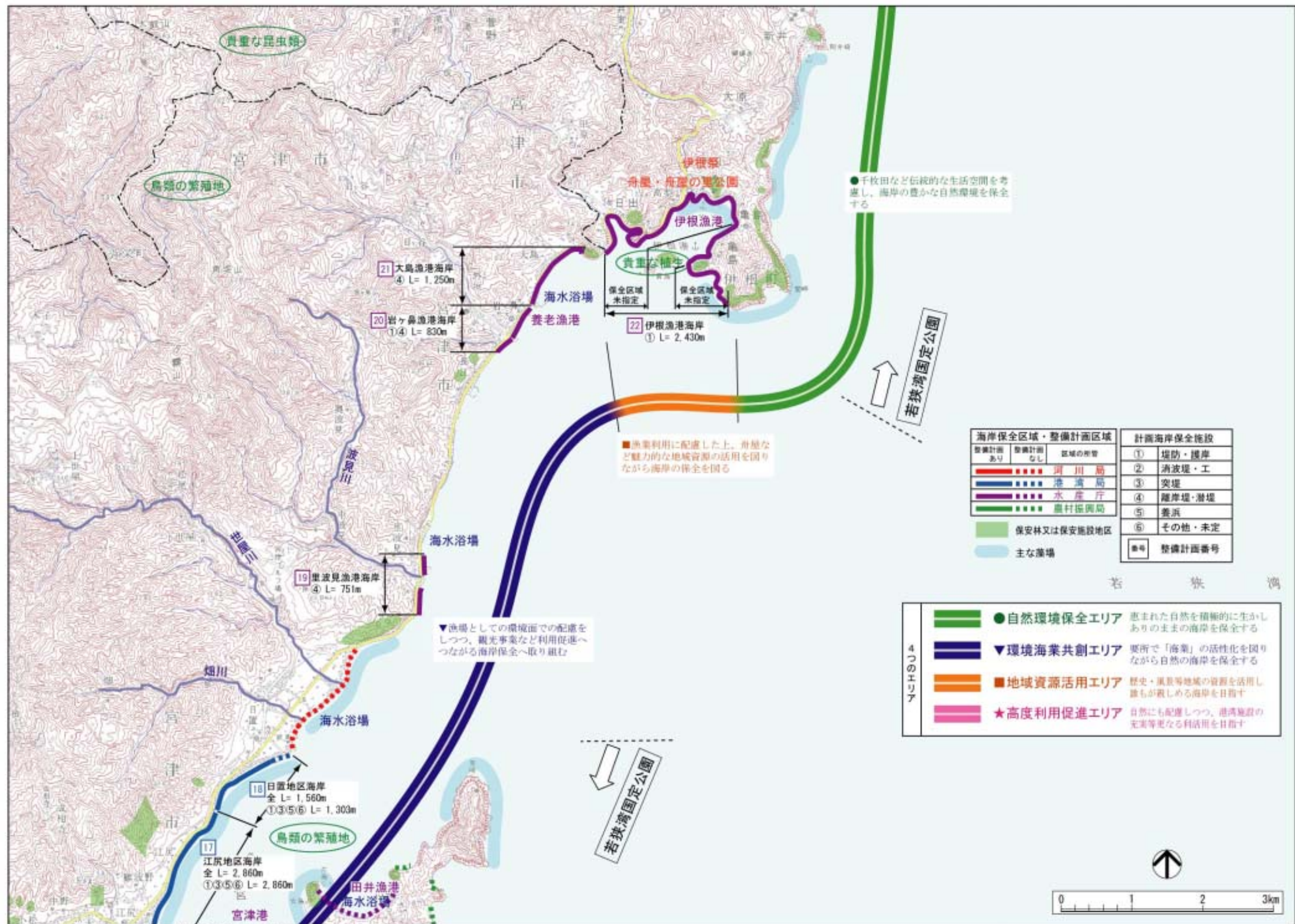


この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院長発行の数値地図50000(地図画像)を複製したものである。
(承認番号 平16総機、第549号)

基本計画図(2)



基本計画図 (3)

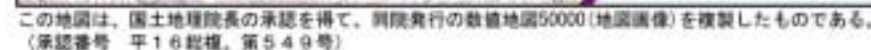


海岸保全区域・整備計画区域

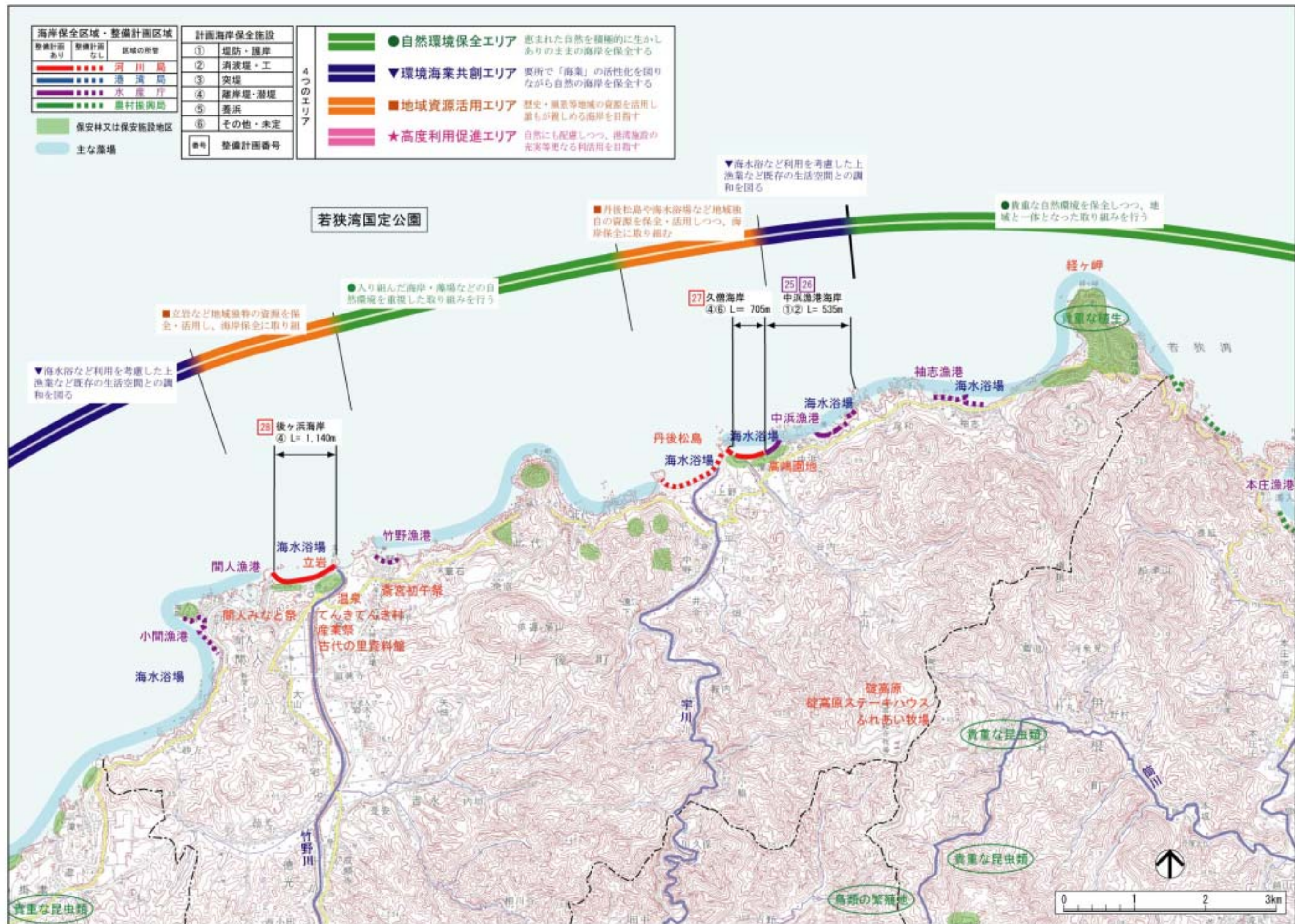
整備計画あり	整備計画なし	区域の所管
河川局	港湾局	水産庁
農林振興局		
保安林又は保安施設地区		
主な漁場		

計画海岸保全施設
① 堤防・護岸
② 消波堤・工
③ 突堤
④ 離岸堤・潜堤
⑤ 養浜
⑥ その他・未定
番号 整備計画番号

4つのエリア		●自然環境保全エリア	恵まれた自然を積極的に生かし ありのままの海岸を保全する
		▼環境海業共創エリア	要所で「海業」の活性化を図り ながら自然の海岸を保全する
		■地域資源活用エリア	歴史・風景等地域の資源を活用し 誰もが親しめる海岸を目指す
		★高度利用促進エリア	自然にも配慮しつつ、港湾施設の 充実等更なる利活用を目指す

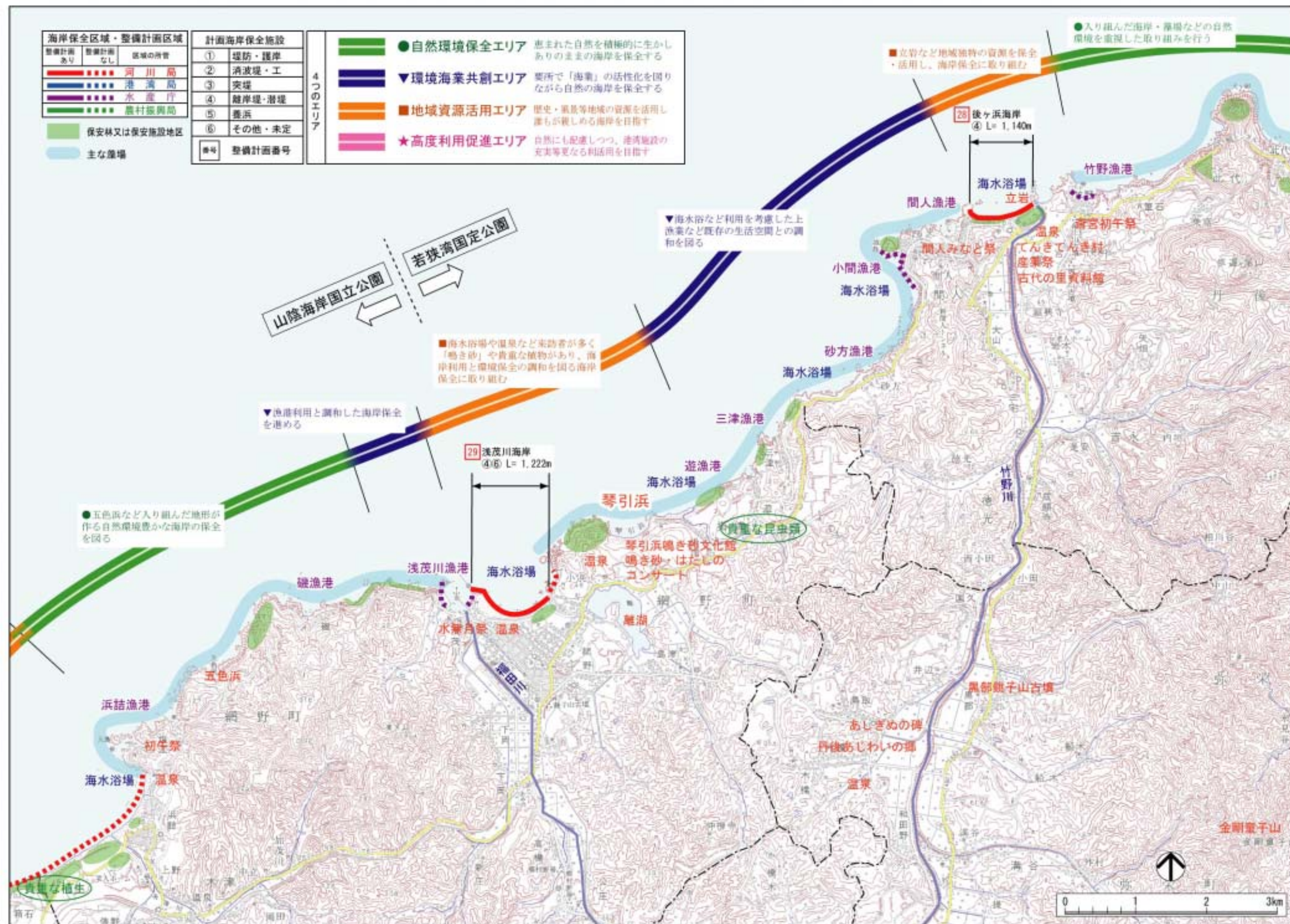


—82—



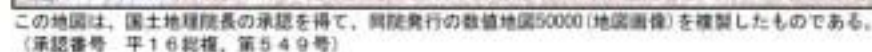
この地図は、国土院院長の承認を得て、同院発行の数値地図50000(地図画像)を複製したものである。
(承認番号 平16総機、第549号)

基本計画図(6)



この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図50000(地図画像)を複製したものである。
(承認番号 平16総復、第549号)

基本計画図 (7)



—85—